

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
- ① 普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金「無利息型普通預金」を含みます。以下同じ。）
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
 - ③ 第②号の定期預金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第(1)項第①号から第②号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当組合の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当組合本支店で預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。
- (2) 定期預金の預入れは当組合所定の金額以上（ただし、中間利息定期預金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除きます。）とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店で取扱います。ただし、当組合が別に定める基準を満たす場合は、当店のほか当組合本支店で取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。
- ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期性預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。
- ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。
- (4) 預金者が亡くなられた時は、届出日以降最初に迎える満期日の継続を停止いたします。

4. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印（または署名）して総合口座通帳（以下「この通帳」といいます。）とともに提出してください。
- (2) 前項の普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続の手續に加え、普通預金の払戻しを受けることまたは定期預金の解約、書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認

認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続の手続を行いません。

- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続きをしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金(「無利息型普通預金」を除きます。)の利息は、毎年2月と8月の当組合所定の日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当組合はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻し、または自動支払いします。
ただし、当座貸越金をもって定期積金の掛金掛込みは自動支払いいたしません。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の残高合計額の90%（1,000円未満は切捨てます。）または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第(1)項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第(1)項第①号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、第(2)項の順序に従い、その残高合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記第8条第(1)項第①号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金为数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第(2)項により算出される金額については、解約された定期預金の金額または（仮）差押にかかる預金の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
② 前号の場合、貸越金为新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当組合所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率
 - B. 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
 - C. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
 - ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当組合からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
 - ③ この取引の定期預金の金額の解約により定期預金の残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 定期預金を担保とする貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当組合が定めた日からとします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元金金の支払い、または通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 通帳を再発行する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名・住所・連絡先その他必要な事項を届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名・住所・連絡先その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前記第(1)項から第(3)項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前記第(1)項から第(4)項の届出の前に、届出がなされていないことによって預金者に生じた損害に

については、当組合は責任を負いません。

11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

12. (即時支払)

(1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金があるときは、当組合からの請求がなくても、それらを支払ってください。

- ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
- ② 相続の開始があったとき
- ③ 第8条第(1)項第②号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
- ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

- ① 当組合に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
- ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

13. (反社会的勢力との取引拒絶)

この総合口座は第14条第(3)項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には、当組合はこの総合口座の開設をお断りするものとします。

14. (解約等)

(1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。ただし、当組合の定める基準を満たす場合は、当店のほか当組合本支店で取扱います。その際は、改めて本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。

この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金等の証書または通帳を発行します。

(2) 前記第12条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はいつでも貸越を停止または預金者に通知することにより貸越取引を解約できるものとします。

- ① 総合口座開設申込時ないしはその後の取引の過程においてなした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- E. その他 A から D に準ずる行為

15. (差引計算等)

(1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当組合は次のとおり取扱うことができるものとします。

① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

(2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金はその約定利率とします。

16. (譲渡、質入れの禁止)

(1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡および質入れすることはできません。

(2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとす

て、相殺することができます。なお、この預金が第7条第(1)項第①号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、相殺により貸越金の新極度額をこえることになるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。

② 前号の充当の指定がない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第①号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第(1)項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第(1)項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)

② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)

③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)

(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと。(記帳取引で記帳する取引が無かった場合を除く)

⑤ 預金者等からの残高の確認があったこと

(a) ATMでの残高照会(ただし平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限る)

(b) 残高証明書の発行依頼

⑥ 預金者等からの申出にもとづく契約内容又は顧客情報の変更があったこと。(喪失の届出も含む。ただし、当組合が把握できるものに限る。)

19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

① 第18条に掲げる異動が最後にあった日

② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。

ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち、いずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。

（ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限りします）

④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第(1)項第②号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金等にあつては、初回満期日）

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。当該事由が生じた期間の満期日

(a) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）

・平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日

・・・・当該異動事由が生じた日

・平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日

・・・・当該事由が生じた期間の満期日

(b) 手形または小切手の提示その他第三者による支払の請求があったこと。（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）

(c) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）

(i) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(ii) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

(d) 預金者等から申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと。（記帳取引で記帳する取引がなかった場合を除く）

・平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日

・・・・当該異動事由が生じた日

・平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日

・・・・当該事由が生じた期間の満期日

(e) 預金者等からの残高の確認があったこと

(i) ATMでの残高照会（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限る）

(ii) 残高証明書の発行依頼

(f) 預金者等からの申出にもとづく契約内容又は顧客情報の変更があったこと（喪失の届出も含む。ただし、当組合が把握できるものに限る）

- (g) 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く）に限ります。（ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限ります。）

20.（この取引に係る預金の最終異動日等）

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第19条第(2)項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

21.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第(1)項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
- ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと。
- ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと。（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです）
- ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます）が行われたこと。
- ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- (4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第(3)項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② この預金について、第(3)項第②号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。
- ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

22.（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上